令和6年度

米粉の可能性は、わたしたちの食生活の未来です。

米粉需要創出・利用促進対策事業のうち

米粉商品開発等支援対策事業

三次公募期間　令和7年9月8日~令和7年9月29日

米粉の利用拡大には、小麦粉の一時的な代替ではなく、消費者ニーズに合った商品を製造することが重要です。このため、本事業では、米粉の特徴を生かした商品の開発・製造に必要な取組を支援します。

三次公募期間　令和7年9月8日~令和7年9月29日

補助率 / 上限

- **1/2**（商品の市販段階における原材料費の支援は、大企業の場合 1/3）
- **採択1件あたりの補助上限は8,400万円、補助下限は100万円**

支援対象の取組・対象者

食品製造事業者
又はこれらが組織する団体

飲食店
又はこれらが組織する団体

食品流通事業者

支援対象経費例

米粉や米を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組

※画像はイメージです

01

商品等開発費

02

機械導入、製造ラインの変更・増設費

03

包材資材費

04

商品PR費

05

商品の市販段階における原材料費

詳しくはこちらをご覧ください

米粉商品開発等支援対策事業　公募サイト

https://komeko-koubo.jp

多くの事業者の皆様からの申請をお待ちしています！

こちらの二次元コードからアクセスできます

事業の全体像

農林水産省

↓

事業実施主体＜ぐるなび＞

↑ 申請　公募・結果通知・審査 ↓ 補助金

民間事業者等＜事業実施者＞

事業の流れ

- 公募開始（令和７年９月８日～令和７年９月29日）
- 申請書提出（事業計画書など）
- 公募選定委員会による審査
- 審査結果の通知
- 交付申請書の提出
- 交付決定の通知
- 事業の実施（商品の開発～商品の販売まで）
- 事業実績報告

よくあるご質問

詳細はこちらから ▶

Q. 補助対象とならない経費はありますか。

建物等施設の建設、不動産の取得、他の助成事業の対象となっている事業、交付決定前に発生した経費等は、事業の実施に必要であっても補助対象となりません（交付決定前着手事業として承認を受けた経費を除く。）。

Q. 既存商品のリニューアルでも対象となりますか。

リニューアルも対象となる可能性がありますが、
「米粉の使用量が増加している」「パッケージが刷新されている」等の条件がございます。

Q. 米粉を使用していれば、どんな商品でも対象となりますか。

米以外の穀類（小麦、トウモロコシや豆類）の代替とする場合は対象となりますが、加工用米の使途については対象外となります。加工用米の使途については、右記コードよりご参照ください。

Q. PR費は個社製品を宣伝するCM等も補助対象となるのですか。

本事業で開発された新商品のPR費のみが、補助対象となります。

Q. 市販段階の原材料費支援は、使用する全ての米粉が対象ですか。

市販段階における原材料費の補助対象は、増加する原料米穀及び米粉の使用量の分のみとなります。

お問合せ先
「米粉商品開発等支援対策事業」事務局
受付時間 ｜ 月～金曜日（平日のみ10:00 ~ 17:00）
03-6303-9612